

感聞するに、貴国の国王は大徳あり。宝眷は仁賢なり。遠近の  
聞く者は皆感賛を以てす。及び照らすに前後して深く厚意を承け、  
礼として当に今、正使阿普斯古等を遣わし、人船一隻を管駕し咨  
文一通を齎捧し、並びに礼物を齎して詣前し王殿下に奉獻せしめ  
て以て遠意を表すべし。万望むらくは叱留せよ。以て綿々たる礼  
敬を継ぎ、永く歳々の盟好を通ぜん。煩わくは四海一家を念い、  
早やかに来船をして貿易し風に趁りて回国せしめんことを。今、  
將に咨に開して奉獻せんとす。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

白段九匹 緑段一匹 藍段一匹

閃色段一匹 素青紵糸一十三匹

腰刀一十把 彩色扇三十把

小青盤四百個 小青碗二千個

右、爪哇国に咨す

正統六年（一四四一）四月十九日

安字号船通事沈志良

此の船は風に遭い漂して福建福州府閩県の地面に至る。自ら船隻を修し、  
正統七年三月内に至りて回国す。此の文は行せずして了る。

注（一）琉球国中山王 実際は中山王世子（尚忠）である。冊封關係  
と関わりのない東南アジアへはこのように表記したのである  
う。

（2）此の船は：回国す 此の遭難の事情は尚忠より礼部あての咨

（二七一三）（正統七年九月初一日）に記事がある。物料を  
自弁して福建で船を修理し回国したものの、その時に没収さ  
れた軍器の返還を請願している。また『明実録』正統六年閏  
十一月己丑の条に関連の記事がある。

1-40-28

琉球国中山王より爪哇国あて、達福期等を遣わして速やかな  
交易を請う咨（一四四一、七、六）

琉球国中山王、見<sup>げん</sup>に礼儀の事の為にす。

奉謝するに、正統六年（一四四一）の間、厚く回惠の奇珍なる  
礼物、及び遠人を憐愛するを承く。就ちに来使楊布勃也等に順附  
するを行い、国に到り收受して已に訖る。礼として当合に行うべ  
し。今、長史達福期等を遣わし人船一隻を管駕し、咨文一道を齎  
捧し並びに礼物を齎し、前詣して王殿下に奉獻せしむ。謝を表し  
て以て遠意を伸べ、心に懐い感じて忘れず。万望むらくは、海納  
せよ。以為えらくは四海一家、永く和好を通じ往来して盟を堅く  
せん。今差わす人船は仍おえう、遠来せるを憐恤し、早やかに盤  
纏等の貨を貿易し、回国せしめんことを。今、礼物を持って開坐す。  
咨して奉獻するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

白段九匹 藍段二匹 綠段一匹

素青紵糸一十三匹

彩色扇三十把 腰刀十把

小青碗二千個 小青盤四百個

右、爪哇国に咨す

正統六年（一四四一）七月初六日

永字号船通事梁琦

本年十月初一日に至り、風に遭いて使は回る。本月初三日開洋し、此の

文は停めて了る。

注（一）楊布勃也〔四〇二六〕による派遣である。

（二）盤纏等の貨 ここでは旅行の費用を得るための貿易用の品物。

（三）梁琦 久米村呉江梁氏（亀嶋家）（『家譜（二）』七五四頁）。

（四）本月初三日開洋し ここには再度出発したとあるが、（四〇三

〇）によれば、本文書の永字号船は爪哇国には到達していないようである。

1-40-29

琉球国王府より暹羅国あて、阿普斯古等を遣わし、官買せず自由<sup>①</sup>に交易することを請う咨（一四四二、一〇、五）

琉球国王府、見<sup>げん</sup>に礼儀の事の為にす。

切に聞くに、貴国と相い通じて経<sup>すま</sup>に今、多年なり。海道遙かなりと雖も上祖の義交を忘れ難し。前後の惠賜の意の深厚なるを感承す。甚だ慚愧<sup>おも</sup>に以うに、疎曠<sup>し</sup>して数年、絶えて音信の相い伝うる無し。此の為に、特に正使阿普斯古等を遣わし咨文一通並びに礼物を齎<sup>こ</sup>捧し、及び人船一隻を管駕し詣前して王府に奉献せしむ。幸望<sup>さいねが</sup>わくは海納せよ。及び照らすに、今差<sup>さ</sup>わす人船の装載する磁器等の物は、乞<sup>こ</sup>為う、參行<sup>さんこう</sup>して所在の管客の各官は比前<sup>ひぜん</sup>の多虧せる官買等の項を將てせざらんことを。遠人の航海の艱難なるを憐れむ可く、早やかに兩平に買売せしめ、回遣を寛仁すれば以て使客の往來の虧<sup>そこな</sup>われざるを得ん。以為<sup>おも</sup>えらくは四海一家、永く盟好を通せん。今、礼物を將て後に開坐す。咨して照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

官段五匹 各色段二十四

扇三十把 腰刀五把

大青盤二十個 小青盤四百個

小青碗二千個 硫黄二千五百斤 此秤三千斤